

城里町の町章が決定しました!

城里町のシンボルである町章については、常北町・桂村・七会村合併協議会が全国公募を行い、合併前に町章案を決定し、合併後に新町長の承認を経て決定するということで事務を進めてきましたが、決定した町章案が、城里町町章募集要項第2条の募集条件の第5項「他の市町村章及び商標と同一又は類似しないデザインであること。」、第6項「自作の未発表作品であること。」に違反していたため、次点の作品であった次の作品を城里町章として決定しました。



【意匠説明】

人と自然の調和を目指す「城里町」を、田園のさわやかな緑と、豊かな水に囲まれた丸い里で表現し、円は町民の融和を象徴したものである。「し」と「ろ」は読み方を強調するだけでなく、那珂川の西に位置する地勢も意図している。

北海道小樽市 齋藤 哲哉さん 48歳の作品

去る2月10日に合併後も開設している常北町・桂村・七会村合併協議会ホームページの「お問い合わせ」に、匿名にて、「城里町章案が、岐阜県郡上郡^{しろとりちょう}白鳥町の町章に似ている。」といった旨のメールが送られてきました。

調査したところ、白鳥町の町章と酷似しており、作品の制作者についても同一人物であることが判明しました。



前の城里町章案



白鳥町章
(昭和40年12月15日制定)

白鳥町は、平成16年3月1日に合併して「郡上市」となっており、現在は存在しませんが、「募集条件に違反していたこと、城里町章案の制作者が自ら認め、賞金等の返還もあったこと」から、元の合併協議会委員とも協議をし、次点の作品を町章として決定したものです。

城里町章は、平成17年3月25日に告示を行い、制定されました。

●問合せ先：城里町役場 町長公室 ☎029(288)3111代(内線213)●